



鳥取県公報

平成 30 年 1 月 26 日 (金)
第 8 9 7 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (40) (広報課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (41) (女性活躍推進課) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (42) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (43) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (44) (〃) 3
	指定自立支援医療機関の指定 (45) (障がい福祉課) 4
	公共測量の実施 (46) (県土総務課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (危機対策・情報課) 5

告 示

鳥取県告示第40号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成29年度鳥取県基幹の情報発信業務プロポーザル審査会	鳥取県基幹の情報発信業務に係る受託者の選定に関する事項	平成30年2月1日から 同月28日まで	広報課

鳥取県告示第41号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県イクボス・ファミボス川柳コンテスト審査会	とっとりイクボス・ファミボス川柳コンテストの入賞作品の選考に関する事項	平成30年1月26日から 同年3月31日まで	元気づくり推進局女性活躍推進課

鳥取県告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名称(氏名)	所在地(住所)	指定年月日
西倉薬局	倉吉市秋喜152-4	平成29年12月4日

鳥取県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名称(氏名)	所在地(住所)	廃止年月日
西倉薬局	倉吉市西倉吉町12-5	平成29年12月4日

鳥取県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月26日

鳥取県知事 平井伸治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
株式会社ハピネライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパーステーション雲山	鳥取市興南町124	訪問介護	平成19年12月25日
〃	米子市目久美町34-12	〃	〃	〃	平成27年1月22日
〃	米子市錦町三丁目77	ハピネデイサービスセンター立川	鳥取市立川町六丁目250-3	通所介護	平成19年12月25日
〃	米子市目久美町34-12	〃	〃	〃	平成27年1月22日
〃	〃	ハピネデイサービスセンター湖山	鳥取市湖山町東二丁目159-2	〃	〃
白鳥ケアサービス株式会社	米子市二本木538-1	白鳥ケアサービス福祉用具貸与事業所	米子市二本木538-1	福祉用具貸与	平成29年9月19日
株式会社ハピネライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネのやわらぎ興南	鳥取市興南町83	小規模多機能型居宅介護	平成19年12月25日
〃	米子市目久美町34-12	〃	〃	〃	平成27年1月22日
〃	米子市錦町三丁目77	ハピネのやわらぎ松並	鳥取市松並町一丁目228	〃	平成19年12月25日
〃	米子市目久美町34-12	〃	〃	〃	平成27年1月22日
〃	〃	ハピネのやわらぎ湖山	鳥取市湖山町東一丁目117-4	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
株式会社ハピネライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパーステーション	鳥取市興南町124	介護予防訪問介護	平成19年12月25日

取		ン雲山			
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
〃	米子市錦町三丁 目77	ハピネデイサ ービスセンタ ー立川	鳥取市立川町六丁 目250-3	介護予防通所介護	平成19年12 月25日
〃	米子市目久美町 34-12	〃	〃	〃	平成27年1 月22日
〃	〃	ハピネデイサ ービスセンタ ー湖山	鳥取市湖山町東二 丁目159-2	〃	〃
〃	〃	ハピネリハビ リセンター	鳥取市南吉方二丁 目24	〃	〃
白鳥ケアサー ビス株式会社	米子市二本木538 -1	白鳥ケアサー ビス福祉用具 貸与事業所	米子市二本木538 -1	介護予防福祉用具 貸与	平成29年9 月19日
株式会社ハピ ネライフケア鳥 取	米子市目久美町 34-12	ハピネのやわ らぎ松並	鳥取市松並町一丁 目228	介護予防小規模多 機能型居宅介護	平成27年1 月22日
〃	〃	ハピネのやわ らぎ湖山	鳥取市湖山町東一 丁目117-4	〃	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社ハピネラ イフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネ居宅介護支援 センター雲山	鳥取市雲山112-2	平成19年12月25日
〃	〃	〃	鳥取市興南町124	平成24年5月14日
医療法人社団もり もと	東伯郡琴浦町大字逢 東1210	森本外科・脳神経外 科医院	東伯郡琴浦町大字逢 東1180	平成26年10月1日
株式会社ハピネラ イフケア鳥取	米子市目久美町34- 12	ハピネ居宅介護支援 センター雲山	鳥取市興南町124	平成27年1月22日

4 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
白鳥ケアサービス 株式会社	米子市二本木538- 1	白鳥ケアサービス福 祉用具販売事業所	米子市二本木538- 1	平成29年9月19日

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
白鳥ケアサービス 株式会社	米子市二本木538- 1	白鳥ケアサービス福 祉用具販売事業所	米子市二本木538- 1	平成29年9月19日

鳥取県告示第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社たむら薬局	鳥取市西町三丁目311	たむら薬局鳥取北店	鳥取市晩稲437-1	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成29年11月6日
有限会社倉吉ドラッグ	倉吉市西倉吉町12-5	西倉薬局	倉吉市秋喜152-4	〃	平成29年12月4日
有限会社こやま薬局	鳥取市秋里923-7	アイ・プラス薬局上魚町店	鳥取市上魚町14-5	精神通院医療	平成30年1月1日
〃	〃	アイ・プラス薬局叶店	鳥取市叶289-2	〃	〃
〃	〃	アイ・プラス薬局南隈店	鳥取市南隈163-3	育成医療、更生医療、精神通院医療	〃
株式会社ファーマシィ	広島県福山市沖野上町四丁目23-27	ファーマシィ薬局くろみ	米子市道笑町四丁目122-10	〃	〃

鳥取県告示第46号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年1月19日から同年3月30日まで
- 3 作業地域 倉吉市関金町

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 業務の名称及び数量
平成30年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務 一式
 - (2) 業務の仕様
入札説明書による。

(3) 業務の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札（鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第122条第3項第4号に規定する郵便等（親展と明記したものに限る。以下同じ。）による入札を可とし、当該郵便等による入札を含む。以下同じ。）により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した金額（以下「入札価格」という。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、入札価格に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を総支払上限額とする定期点検及び故障修理の単価契約とする。このため、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営及び建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年2月6日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成30年1月26日から同年3月13日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成30年1月26日から同年3月13日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の登録を受けていること。
- (6) 本件調達と同種と同程度の規模であると認められる地上多重無線及び地域衛星通信ネットワークの保守に関する契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成24年4月1日から平成30年1月25日までの間にその履行を完了した実績を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

- (2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

平成30年1月26日(金)午前11時から同年2月21日(水)正午までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年1月26日(金)から同年2月20日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月21日(水)の午前9時から正午まで。

イ 交付場所

(1)に同じ

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年3月7日(水)の午前11時から午後6時まで、同月8日(木)から同月12日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後6時まで及び同月13日(火)の午前8時30分から正午まで。

ただし、郵便等により入札書を提出する場合にあっては、平成30年3月7日(水)午前11時から同月12日(月)午後5時までの間に(1)の場所に提出すること(必着)により入札に参加できる。

イ 開札日時

平成30年3月13日(火)午後1時以降

ウ 開札場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒(以下「封筒」という。)に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成30年2月21日(水)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債及び地方債並びに会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として総支払上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成30年2月定例会において本件業務に係る予算（以下単に「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行いが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : 2018 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio, 1 Set

(2) February 21, 2018 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 13, 2018 noon : Time-limit for submission of tenders

(March 12, 2018 5:00PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan